訪問系サービス研修運営の手引き(案)～集合型・オンライン研修～

(株)インサイト　2025年3月

目次

1　訪問系サービスの各種研修　 1

2　基本的な考え方　　1

3　オンラインで研修を実施するにあたって　　 2

(1)オンラインでの研修の考え方　 2

(2)オンラインでの研修の方法　　 2

(3)研修の質の確保　　 3

(4)研修実施における合理的配慮の提供 　4

4　研修の実施形態と各手法の特長　 5

1　訪問系サービスの各種研修

 ＜訪問系サービスの各種研修＞

居宅介護職員初任者研修

障害者居宅介護従業者基礎研修

重度訪問介護従業者養成研修(基礎課程、追加課程、統合課程、行動障害支援課程)

同行援護従業者養成研修(一般課程、応用課程)

行動援護従業者養成研修

2　基本的な考え方

(1)研修は、効果的な方法により実施することが必要です。

①　研修の実施形態に関わらず、研修受講者の理解を深める工夫が必要です。

● 講師は、具体的にわかりやすく説明してください。また、長々と説明するのではなく、端的に説明するように心がけてください。

● 演習の際は、個々の講師で内容やポイントが異ならないように、研修の説明内容を共通化するためのマニュアル等を作成するように努めてください。

● 重要なポイントについては、研修の振り返りやまとめを行う際に、再度、このポイントの確認を行ってください。

②　研修受講者の受講しやすさを考慮し、講義や演習(グループワーク)は、オンラインでの開催も可能です。

● 研修受講者の負担を軽減し、受講を容易にするために、講義や演習(グループワーク)科目は、研修の質を確保することにより、オンラインでの開催も可能です。

● オンライン研修は、手法により、研修講師や研修運営者の負担軽減にもつながりますので、積極的な活用を検討しましょう。

● 通常の実施方法(集合・対面形式)と比較して、研修の質が保たれることが必要です。このため、集合・対面形式以外のオンライン等による研修を行う場合は、集合・対面形式での研修に相当する研修効果が得られ、研修の修了時に研修受講者が修得している知識や技術が同等であることが必要です。

③　実技を学ぶ演習や実習は、集合・対面形式での開催(リアル開催)が必要です。

● 実技を学ぶ演習や実習科目については、支援に必要な技術・技能を習得することを目的としているため、集合・対面形式での開催(リアル開催)が必要です。

(2)障害当事者の研修受講に対し、合理的配慮が必要です。

● 研修受講者は、当然のこととして障害のある人も含まれます。障害当事者が研修を受講する機会や環境等を整えることが必要です。

● 障害者権利条約や障害者差別解消法を理解した上で、適切な研修の受講ができるよう、建設的対話を通じて合理的配慮を提供することが必要です。

3　オンラインで研修を実施するにあたって

(1)オンラインでの研修の考え方

オンライン研修は、研修会場までの移動時間を削減し、職場・在宅での受講を可能とするため、研修受講者が参加しやすい形態です。

オンライン研修の実施手法により、研修講師の日程の確保や運営者の会場確保・準備等の負担軽減にもつながります。

(2)オンラインでの研修の方法

　通常の実施方法(集合・対面形式)と比較して、研修の質が保たれることが必要です。このため、集合・対面形式以外のオンライン等による研修を行う場合は、集合・対面形式での研修に相当する研修効果が得られ、研修の修了時に研修受講者が修得している知識や技術が同等であることが必要です。

①　同時双方向型(オンライン(ライブ配信)方式)

【形態】

｢同時｣かつ｢双方向｣である。

【具体的手法】

・オンライン(ライブ配信)

・オンライン( 動画流し) ＋講師常駐で研修受講者からの質疑応答が可能

【留意事項】

・研修中は、講師と研修受講者が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。

・研修受講者の講師に対する質問の機会が確保できていること。

● オンラインにおいて、研修講師・研修受講者・事務局がオンライン上で集合して実施する方法で、研修のうち、講義や演習(グループワーク)科目で実施が可能です。

● 研修にあたっては、講師から研修受講者へコミュニケーションが一方通行にならないように、双方向のやりとりができるようにすることが必要です。

● 当日の研修講師の参加は必要ですが、最も集合・対面形式での開催( リアル開催) と近い形態で実施できます。ただし、研修受講者のカメラを常時オンにさせるなどして、研修受講者の受講確認が必要です。

● 研修中に機器の接続不具合が生じないように、研修の前に、オンライン機器の接続確認や使い方の説明、研修の流れを説明するように努めてください。

● 演習のファシリテーターは、研修受講者を十分に指導できる人数を配置してください。

②　オンデマンド型(インターネット配信方式等)

【形態】

｢同時｣または｢双方向｣である必要はない。

【具体的手法】

・オンライン(動画流し)＋講師常駐せず質疑応答できない。

・オンデマンド視聴

【留意事項】

・添削指導、面接指導、質疑応答等による十分な指導(※)を合わせて行うことが必要。

(※)添削指導、質疑応答のほか、課題提出およびこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと。講師が直接対面で指導を行う面接指導などが含まれる。

● オンラインにおいて、講義を事前に撮影し、その動画を期間中に研修受講者が視聴する方法で、研修のうち、講義で実施が可能です。

● 事前に撮影した動画を流すことにより、当日の講師の参加は不要です。

● 研修受講者の受講確認が必要ですが、使用するオンデマンド動画配信システムにより違いがあるため、受講状況を確実に確認することが可能な機能を有するシステムを使用することが必要です。

(3)研修の質の確保

● オンラインで研修を実施する場合においても、集合・対面形式での開催(リアル開催)と同等のカリキュラムや研修内容であることが必要です。

● 演習の実施にあたっては、グループでの研修受講者の能動的参加型学習(アクティブラーニング)の方法により実施することが望ましいため、オンラインで演習を実施する場合には、以下の点に留意することが必要です。

・グループ(研修受講者同士)によるリアルタイムでの討議を行うなど、研修受講者全員による参加型の学習が可能な方法を採ること。

・演習では、講師による研修受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。

・演習を実施するグループを構成する研修受講者数は、討議や話し合いができる適切な人数を単位とすること。ファシリテーターを配置できないことから大人数のグループを編成してしまい、受講者が適切に討議や話し合いをすることができないということがないように留意してください。

・担当する講師または事務局等が研修受講者に対し、演習への主体的・積極的参加を促し、その点について評価を行うこと(オンラインに接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと)。

● 研修受講者の研修受講の確認のため、研修の参加時・受講中・終了時において、以下の点に留意することが必要です。

・参加時は、受講番号・法人名・事業所名・氏名・緊急連絡先を登録し、システム・トラブルがあった場合に連絡できる状態を確保しておくことが有用です。

・受講中は定期的にサムネイル確認を行い、正しく受講しているかを確認します(画像で保存することも有用)。なお、研修開始時に、研修受講者が正しくカメラに映るようにカメラ位置を調整してもらうように指示することも大切です。

・終了時には、アンケートやテストを実施し、最後まで受講し、科目を理解したかどうかを確認します。

・オンデマンド型(インターネット配信方式等)の場合には、飛ばし見がないように、講義動画中に、複数回ランダムな数字や記号等を入れ、それをアンケートに記載させることで視聴確認をとる方法も考えられます。

● 研修の項目ごとまたは終了時に理解度のテストを実施し、内容を正しく理解しているかを確認することが有効です。

(4)研修実施における合理的配慮の提供

● ｢この障害の人にはこの対応｣というようなマニュアル的な対応ではなく、受講しようとする障害のある本人との建設的対話を通じて個々個別の状況を把握し、合理的配慮の提供を行うことが必要です。

● 視覚障害のある研修受講者に対しては、資料の点字版の準備や図表を音声読み上げ対応にしておくこと、事前のテキストデータの提供を行うなどの合理的配慮が必要です。

● 聴覚障害のある研修受講者に対しては、事前の研修資料の提供や手話通訳の配置、動画の字幕挿入などの合理的配慮が必要です。

● 講義だけでなく、演習や実習についても、適切な研修の方法が提供できるよう、合理的配慮の提供を行うことが必要です。

● 障害のある研修受講者も利用しやすい環境が確保されるよう、受講者の必要に応じて多目的トイレやエレベーターの有無など研修会場の選定などにも合理的配慮が必要です。

【参考資料】

・障害者差別解消法 【合理的配慮の提供等事例集】(内閣府)

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/pdf/gouriteki\_jirei.pdf

・障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/R6fukushi\_guideline.pdf

・障害のある人との研修を企画運営する上での合理的配慮

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001282759.pdf

4　研修の実施形態と各手法の特長

● 研修の実施形態は、【集合・対面形式(リアル研修)】と【オンライン研修】に大別されます。

● また、【集合・対面形式(リアル研修)】は、【集合型研修】、【実技を学ぶ演習・実習】に、【オンライン研修】は、【同時双方向型(オンライン(ライブ配信)方式)】、【オンデマンド型(インターネット配信方式等)】、があり、その特徴について、以下のとおりまとめています。

● 研修の実施にあたっては、研修科目や内容、講師・研修受講者・運営者の経験・能力、環境・設備等の状況により、方法を使い分けて実施してください。

＜集合・対面形式(リアル研修)＞

**［基本比較］**

・内容を、映像・音声以外の情報も含めて感じ、伝えることができる(熱量・強弱・雰囲気等)。

・従来実施してきた方法であり、慣れている講師・研修受講者が多い。

**［方法］**

集合型研修

実技を学ぶ演習・実習

**［内容］**

集合型研修

・会場に講師・研修受講者・事務局が集合して研修を実施する方法。

実技を学ぶ演習・実習

・会場・各現場において、講師・研修受講者が集合して、実技を伴う指導をする方法。

**［方法の強み］**

集合型研修

・会場で研修受講者の反応を伺いながら、ライブ感を持って、実施できる。

実技を学ぶ演習・実習

・実技を伴う指導が必要な場合は必須。

**［グループワーク］**

集合型研修

◎：対応可(研修受講者同士の交流も活発)

実技を学ぶ演習・実習

◎：対応可(研修受講者同士の交流も活発)

**［ヘルプデスク］**

集合型研修

◎：不要

実技を学ぶ演習・実習

◎：不要

**［出欠参加確認］**

集合型研修

◎：会場受付　◎：目視確認　◎：アンケート確認

実技を学ぶ演習・実習

◎：会場受付　◎：目視確認　◎：アンケート確認

**［講師負担］**

集合型研修

△：毎回リアルで講義　△：日程確保の必要あり

実技を学ぶ演習・実習

△：毎回リアルで講義　△：日程確保の必要あり

**［運営者調整負担］**

集合型研修

×：講師予定調整負担、会場予約・設営負担高い

実技を学ぶ演習・実習

×：講師予定調整負担、会場予約・設営負担高い

＜オンライン研修＞

**［基本比較］**

・講師・聴講生とも移動時間・コストがかからない。

・会場の制約なく参加者数を集められる。

・参加する場所が選択できる(職場・在宅)。

・コロナ禍以降普及した仕組みであり、講師・聴講生とも参加しやすくなる可能性を有している。

・研修受講者・講師のネット環境の準備が必要となる。

**［方法］**

同時双方向型　※通学形式　(オンライン(ライブ配信)方式)

オンデマンド型　※通信形式　(インターネット配信方式等)

**［内容］**

同時双方向型

・オンラインにおいて、講師・研修受講者・事務局がオンライン上で集合して研修を実施する方法。

オンデマンド型

・オンラインにおいて、講義を事前に撮影し、その動画を期間中に研修受講者が視聴する方法。

**［方法の強み］**

同時双方向型

・画面越しではあるが、研修受講者の反応を伺いながら、ライブ感を持って、実施できる。

オンデマンド型

・事前に撮影した動画を流すことにより、当日講師の参加は不必要(講師の負担軽減。

**［グループワーク］**

同時双方向型

〇：対応可(研修受講者同士の交流は比して劣る)

オンデマンド型

×：実施不可

**［ヘルプデスク］**

同時双方向型

〇：当日必要

オンデマンド型

△：視聴期間中必要

**［出欠参加確認］**

同時双方向型

◎：当日登録　〇：サムネイル確認(※)　◎：アンケート確認

(※)サムネイル確認：画面上に映っている研修受講者の映像を目視で確認する方法

オンデマンド型

◎：視聴登録　◎～×：視聴確認システムによって差あり　◎：アンケート確認

**［講師負担］**

同時双方向型

△：毎回リアルで講義　△：日程確保の必要あり

オンデマンド型

◎～△：1回撮影すれば完了(撮影が不得手な講師には負担)

**［運営者調整負担］**

同時双方向型

△：講師予定調整負担高い

オンデマンド型

〇：予定調整不要